

児発・放デイ | 請求実務

返戻・過誤申立の 対応手順

ROOTS

児発・放デイの運営ソフト | 株式会社INU
rootshub.jp



まず「いま、どの状態か」を確認する

状態	使う手続き	主な相手
受付期間中に誤りへ気づいた	請求取下げ依頼 → 正しい情報を再送	電子請求受付システム・国保連
審査で差し戻された	返戻理由を修正 → 次回以降に再請求	国保連・必要に応じ市町村等
支払が確定した後に誤りへ気づいた	市町村等へ過誤申立を依頼 → 必要に応じ再請求	市町村等・国保連

支払確定済みの請求を、過誤申立なしで単純に再送しません。重複エラーや、誤った実績を残す原因になります。

判断基準は「誤りの種類」だけでなく、受付・審査・支払のどこまで進んだかです。

返戻は、原因と再提出する情報を一組で直す

1 返戻等一覧表を受領

対象月、受給者証番号、明細、エラー内容を請求スナップショットへ結びます。

2 原因を分類

受給者台帳、事業所台帳、支給量、サービスコード、上限額管理、重複等に分けます。

3 一次証拠を確認

受給者証、届出受理、提供実績、対象月の単位数表によるコード、結果票を確認します。

4 関連情報をまとめて修正

明細だけでなく、実績記録票や上限額管理結果票への影響も確認します。

5 再請求し、再度結果を追う

元請求→返戻→修正→再請求を同じ履歴で追跡します。

明細書が返戻となった場合は、対応する実績記録票も一緒に扱う必要があります。返戻されていない児童の情報まで再提出しません。

集計と個別を分けて、返戻ゼロまで照合する

現行の事業所編インタフェース仕様では、障害児給付費等の返戻状況と個別情報が別の情報として定義されています。

支払決定増減表情報(K711)

- 都道府県等ごとの請求差・返戻状況を確認
- 全体件数・金額の変化を月次で突合
- 個別一覧の合計と一致するか確認

返戻等一覧表情報(K721)

- 返戻となった情報を個別に確認
- 児童・対象月・請求情報へ紐づけ
- 修正担当・期限・再請求月を決める

帳票・伝送情報の提供方法は利用環境で異なります。名称と識別は、管轄国保連の案内と現行仕様で確認してください。

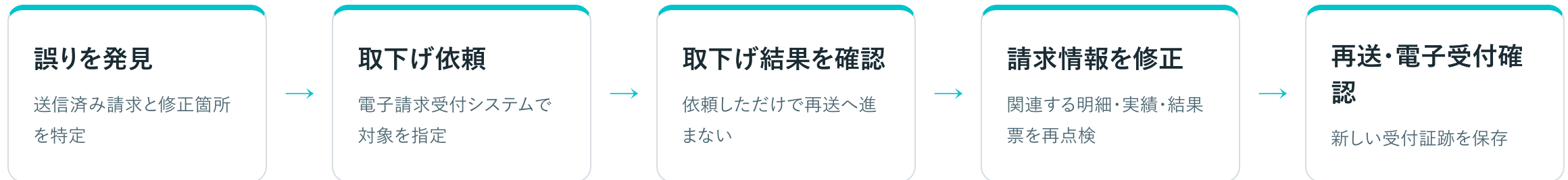
エラー文だけで直さず、元の事実へ戻る

原因の層	戻って確認するもの	修正時の注意
資格・支給決定	受給者証番号、市町村番号、有効期間、決定支給量	台帳反映待ちか入力誤りかを分ける
届出体制	指定期間、届出区分、算定開始・終了月	当月に有効な受理済み履歴だけを使う
提供実績	提供日、欠席、送迎、支援記録、実績記録票	実績のない算定を入力で補わない
計算・コード	対象月の告示・単位数表によるサービスコード	月遅れでも提供月の版を選ぶ
上限額管理	管理事業所、負担額一覧、結果票、各明細	関係事業所への影響を一緒に確認

修正履歴は、受理済み届出の declaration、当月の資格・支給決定・上限管理である monthly_condition、提供・送迎・帳票授受等の event_fact を混ぜずに保存します。

未確認の届出・児童属性・対象月ルールを推測で直すと、返戻を消しても過大請求が残ります。根拠不足は再請求を止めます。

受付期間中は、先に取り下げてから正しい情報を送る



同じ請求情報を取り下げずに重ねて送ると、二重請求としてエラーになる場合があります。元送信と再送を別IDで追跡します。

過誤は、市町村等への申立から始まる

事業所が国保連へ直接「支払済み明細の一部だけ」を訂正する手続きではありません。

1 対象明細と誤りを確定

児童、提供月、請求先、誤りの理由、正しい内容を整理します。

2 市町村等へ過誤申立を依頼

指定の様式・提出先・期限に沿い、受付証跡を保存します。

3 過誤処理月を確認

市町村等から国保連へ渡る月と、再請求可能月を確認します。

4 必要に応じ正しい明細を再請求

通常過誤か同月過誤かを、自治体運用に沿って調整します。

5 過誤決定と支払内訳を照合

取下げ額、再請求決定額、相殺、未調整額を通知で確認します。

過誤申立書の名称、理由コード、締切、提出方法は市町村等で異なります。他自治体の様式や日程を流用しません。

違いは、取下げと再請求を同じ処理月に合わせるか

方式	再請求の時期	実務上の確認
通常過誤	市町村等の過誤申立より後の月に再請求、または再請求なし	取下げ額が先に支払から差し引かれる影響を見込む
同月過誤	市町村等の過誤申立と同じ処理月に再請求	相殺を前提に、過誤処理月と再請求月を必ず事前調整

「同月」と呼ばれても、事業所の提出月だけで自己判断しません。市町村等が国保連へ過誤情報を渡す処理月との一致が必要です。

過誤調整額が当月の決定額を上回ると、未調整過誤として返納等の対応が必要になる場合があります。

一つの修正が、関係事業所の負担額まで動かす

上限額管理がある場合

- 請求額・利用者負担額の変更有無を先に確認
- 管理事業所と関係事業所へ影響を共有
- 結果票は作成区分「修正」「取消」を使い分け
- 結果票と再提出明細の提出月を管轄国保連へ確認
- 東京都国保連の公開例では、結果票[修正]と明細再提出を同一月に調整

処理を閉じる条件

- 元請求と訂正理由が追跡できる
- 市町村等の受付証跡がある
- 再請求の電子受付を確認した
- 返戻等一覧で再返戻がない
- 過誤決定通知・支払内訳・入金を照合した

自治体・国保連ごとの運用差を、全国共通ルールとして自動化しません。管轄、対象月、根拠ページ、確認担当を記録します。

一次資料と最終確認先

返戻・過誤の共通フローは国保中央会資料と現行インタフェース仕様、個別の日程・様式は管轄の自治体・国保連資料で確認します。

国民健康保険中央会 | 障害福祉サービス・障害児支援 請求事務ハンドブック (返戻後の再請求・過誤申立)

https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/lib/240531_5213_syougai.pdf

確認日: 2026-08-15

東京都国民健康保険団体連合会 | 過誤調整について (東京都の運用例)

https://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/welfare_office/request_adjustment.html

確認日: 2026-08-15

厚生労働省 | インタフェース仕様書 令和7年10月施行分・事業所編 (K711・K721・K8D1)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001565561.pdf>

確認日: 2026-08-15

府中市 | 事業者向け介護給付費等の請求・障害福祉サービス過誤申立書 (自治体様式例)

<https://www.city.fuchu.tokyo.jp/kenko/shogai/jigyousha/homonkei.html>

確認日: 2026-08-15

過誤申立の様式、提出先、締切、処理月、同月再請求の可否は、受給者の市町村等と管轄国保連へ最終確認してください。
株式会社INU(ROOTS運営)は行政機関ではありません。